

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 2月28日

【会社名】 株式会社牧野フライス製作所

【英訳名】 Makino Milling Machine Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 牧野 二郎

【本店の所在の場所】 東京都目黒区中根 2丁目 3番19号

【電話番号】 03(3717)1151 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 永野 敏之

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区中根 2丁目 3番19号

【電話番号】 03(3717)1151 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 永野 敏之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年2月28日開催の取締役会において、欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）において募集する2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行を決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

イ 本新株予約権付社債の銘柄

株式会社牧野フライス製作所2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

ロ 本新株予約権付社債券に関する事項

() 発行価額（払込金額）

本社債の額面金額の100%（各本社債の額面金額 10,000,000円）

() 発行価格（募集価格）

本社債の額面金額の102.5%

() 発行価額の総額

100億円及び下記八記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額（20億円を上限とする。）の合計額並びに代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額合計額の合計額

() 券面額の総額

100億円及び下記八記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額（20億円を上限とする。）の合計額並びに代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額

() 利率

本社債に利息は付さない。

() 償還期限

2018年3月19日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

() 本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(1) 種類及び内容

当社普通株式（単元株式数 1,000株）

(2) 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記()記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

()本新株予約権の総数

1,000個及び下記八記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額の合計額を10,000,000円で除した個数(200個を上限とする。)並びに代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を10,000,000円で除した個数の合計数

()本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

(2) 転換価額は、当初、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と下記八記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値(以下に定義する。)に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

(3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)等の発行、一定限度を超える配当支払(特別配当の実施を含む。)、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

()本新株予約権の行使期間

2013年4月2日から2018年3月5日の銀行営業終了時(行使請求受付場所現地時間)までとする。

但し、本新株予約権付社債の要項に定める130%コールオプション条項、クリーンアップ条項、税制変更等、組織再編等、上場廃止等及びスクイズアウトによる繰上償還の場合には、当該償還日の東京における3営業日前の日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更等による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、本新株予約権付社債の所持人選択による繰上償還がなされる場合には、償還通知書が支払代理人に預託されたときまで、本社債の買入消却がなされる場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、また債務不履行等による強制償還の場合には、期限の利益喪失時までとする。

但し、上記いずれの場合も、2018年3月5日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。また、当社が本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から14日目に先立つ30日以内の期間で当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する東京における日（以下「株式取得日」という。）（又は株式取得日が東京における営業日でない場合は東京における翌営業日）が、基準日（以下に定義する。）又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第151条第1項に従い株主を確定するために定めたその他の日（以下、基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合は、当該株主確定日の東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、当該本新株予約権を行使することはできないものとする。当社が定款で定める日以外の日を株主確定日として設定する場合、当社は当該株主確定日の東京における5営業日前までに受託会社及び本新株予約権付社債の所持人に対して書面にて、株主確定日及び本新株予約権を行使することができない期間を通知するものとする。

「基準日」とは、当社の定款又は当社が指定するその他の方法で株式の所持人に対する配当若しくはその他の分配又は権利を付与する目的で決められた日をいう。但し、当社が当該基準日を設けておらずかつその設定が要求される場合、基準日は、当該事由が効力を生じる日を指すものとする。

(xi) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(xii) 本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

(xiii)本新株予約権の行使時に本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の払込みがあったものとする旨

該当事項なし。但し、各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出资するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

(xiv)本新株予約権の譲渡に関する事項

該当事項なし。

八 発行方法

SMBC Nikko Capital Markets Limited及びその他の幹事引受会社（以下「幹事引受会社」と総称する。）の総額買取引受による欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付の申込みは、条件決定日の翌日午前8時（日本時間）までに行われるものとする。なお、当社は、幹事引受会社に対し、2013年3月13日までに当社に通知することにより、本社債の額面金額合計額20億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与する。

二 引受人の名称

SMBC Nikko Capital Markets Limited

Daiwa Capital Markets Europe Limited

その他の引受人は未定

ホ 募集を行う地域

欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）

へ 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

()本新株予約権付社債の新規発行による手取金の総額

(1)払込総額の上限 12,000百万円

(2)発行諸費用の概算額の上限 100百万円

(3)差引手取概算額の上限 11,900百万円

(注)払込総額の上限、発行諸費用の概算額の上限及び差引手取概算額の上限は、上記八記載の追加的に本新株予約権付社債を買い取る幹事引受会社の権利の全てが行使された場合を想定した見込額である。

()本新株予約権付社債の新規発行による手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権付社債発行による差引手取金概算額（幹事引受会社による追加買取権行使分を含む。）については、2013年7月以降、100億円を社債の償還に、2013年4月以降、その残額を設備投資に、それぞれ充当する予定である。

ト 新規発行年月日

2013年3月19日

チ 上場金融商品取引所の名称

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

リ 2013年2月28日現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数	119,944,543株
資本金の額	19,263百万円

安定操作に関する事項

該当事項なし。

以上